

コメントの概要及びコメントに対する考え方

| No | コメントの概要 | コメントに対する考え方 |
|----------------|---|--|
| 前 文 | | |
| 一 経緯 | | |
| 1 | <p>前文において、特別目的の期中財務諸表を「特定の利用者のニーズを満たすべく特別の利用目的に適合した会計の基準に準拠して作成された期中財務諸表」を「特別目的の期中財務諸表」としているが、対象となる具体的な目的が不明瞭であるため、明確化してはどうか。また、明確に定義をしない場合でも、具体的な例示を従前より追記してはどうか。</p> | <p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>前文における「特別目的の期中財務諸表」の定義については、平成 26 年 2 月 18 日に公表された「監査基準の改訂に関する意見書」における「特別目的の財務諸表」の記述との整合性にも十分に配慮し、記述しております。</p> <p>特別目的の期中財務諸表には、多種多様な期中財務諸表が想定されますが、例えば、一般投資者ではなく、取引先などの特定の者の利用目的に適合した会計の基準に準拠して作成された期中財務諸表等が考えられます。</p> |
| 四 実施時期等 | | |
| 2 | <p>前文「四 実施時期等」第 1 項において、「期中レビュー基準及び改訂品質管理基準は、令和 6 年 4 月 1 日以後開始する会計期間に係る期中財務諸表の期中レビューから適用する」とされているが、会計期間が通年の会計期間を意図しているのか、期中の特定の会計期間を意図しているのか不明瞭であるため、「会計期間」を「期中会計期間」としてはどうか。</p> | <p>ご指摘を踏まえ、前文「四 実施時期等」第 1 項の「会計期間に係る期中財務諸表の期中レビュー」を以下の下線のとおり修正しました。</p> <p>(修正後)</p> <p>期中レビュー基準及び改訂品質管理基準は、令和 6 年 4 月 1 日以後開始する<u>期中財務諸表に係る会計期間の期中財務諸表に対する期中レビュー</u>から適用する。</p> |

| No | コメントの概要 | コメントに対する考え方 |
|---------------------|---|---|
| 本 文 | | |
| 第一 期中レビューの目的 | | |
| 3 | <p>期中レビュー基準「第一 期中レビューの目的」等において記載する「財務諸表」には、「連結財務諸表」も含まれるという理解でよいか。</p> <p>もしそうであれば、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」と表記と合わせ、「期中財務諸表」「期中連結財務諸表」とした方が分かりやすいのではないか。</p> | <p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>監査基準等と同様に、期中レビュー基準における「財務諸表」には、「連結財務諸表」も含まれます。</p> |
| 4 | <p>期中レビュー基準「第一 期中レビューの目的」第2項は、削除してはどうか。特別目的の財務諸表が準拠性の結論表明となることは多いものの、東証短信に含まれる四半期財務諸表は一般目的であるが、原則として準拠性の結論表明となることが想定されており、本項の追加によりかえって準拠性の概念がわかりにくくなることを懸念する。監査基準にも準拠性の意見表明について記載されているが、本項のような記載は現状ないため、本項の記載は必須ではないと考える。</p> <p>なお、準拠性の枠組みを適切に記載する場合（この場合は将来的に監査基準の改訂も必要と考える）には、本項の「期中財務諸表が特別の利用目的に適合した会計の基準により作成される場合等には」の箇所を、「会計の基準において要求される事項の遵守が要求されるのみで、適正表示の観点から必要となる追加的な開示等が求められていないと判断される会計の基準に基づき期中財務諸表が作成される場合には」と修正し、最後の「ことがある」を削除することが考えられる。</p> | <p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>期中レビュー基準については、改正後の金融商品取引法における中間財務諸表に対するレビューに加えて、四半期決算短信におけるレビューも含め、年度の監査人が行う期中レビューの全てに共通するものとして策定しております。</p> <p>監査基準においても、「第一 監査の目的」第2項に「財務諸表が特別の利用目的に適合した会計の基準により作成される場合等には、当該財務諸表が会計の基準に準拠して作成されているかどうかについて、意見として表明することがある」と記載しており、それに相当する内容が、期中レビュー基準「第一 期中レビューの目的」第2項に記載しております。</p> <p>このような監査基準の記述との整合性にも十分に配慮し、記述しております。</p> |

| No | コメントの概要 | コメントに対する考え方 |
|----------------|--|--|
| 第二 実施基準 | | |
| 5 | <p>期中レビュー基準「第二 実施基準」の「3 期中レビュー計画」において、「虚偽表示のリスクの評価を変更した場合や特別な検討を必要とするリスクがあると判断した場合には、その変更等が期中レビュー計画に与える影響を検討し、必要であれば適切な修正をしなければならない」と記載しているが、特定の場合以外でも変更ができることを明記してはどうか。</p> <p>また、変更の事例として、「当初計画では期中レビュー手続を実施しないとしていたが、期の途中から期中レビュー手続を行うこととした場合」等を記載してはどうか。</p> | <p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>なお、後段でご指摘された「当初計画では期中レビュー手続を実施しないとしていたが、期の途中から期中レビュー手続を行うこととした場合」には、新たに期中レビュー計画を策定することなどが考えられます。</p> |
| 6 | <p>期中レビュー基準「第二 実施基準」の「8 追加的な手続」における「企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していない事項」の記載については、準拠性の結論表明もあることを考慮し、「重要な虚偽表示」に修正する必要はないか。</p> | <p>期中レビュー基準においては、一般目的の期中財務諸表と特別目的の期中財務諸表のそれぞれについて、適正性に関する結論の表明と準拠性に関する結論の表明とがあり得ることを踏まえつつ、監査基準の枠組みとの整合性にも十分配慮し、かつ、現行の四半期レビュー基準の趣旨を踏まえ、改正後の金融商品取引法におけるレビューのような一般目的の期中財務諸表を対象とした適正性に関する結論の表明を基本とすることとしております。</p> |
| 7 | <p>期中レビュー基準「第二 実施基準」の「10 継続企業の前提」における「期中財務諸表において、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうかに関し」の記載については、準拠性の結論表明もあることを考慮し、削除する必要はないか。</p> | <p>このため、期中レビュー基準における記述についても、一般目的の期中財務諸表を対象とした適正性に関する結論の表明を基本とした記述にすることとしつつ、一般目的の期中財務諸表又は特別目的の期中財務諸表を対象とした準拠性に関する結論の表明が可能であることを付記することとしました。</p> |

| No | コメントの概要 | コメントに対する考え方 |
|----|--|--|
| 8 | <p>期中レビュー基準「第二 実施基準」の「12 経営者等への伝達と対応」における「企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していない事項」の記載については、準拠性の結論表明もあることを考慮し、「重要な虚偽表示」に修正する必要はないか。</p> | <p>また、前文において、期中レビューの実施に当たっては、準拠性に関する結論の表明の場合であっても、適正性に関する結論の表明の場合と同様に、期中レビュー手続を実施し、結論の表明の基礎となる証拠を得なければならないことから、「第二 実施基準」が当然に適用される旨を明記しております。</p> <p>以上を踏まえ、原案のような表現としております。</p> |
| 9 | <p>期中レビュー基準「第二 実施基準」の「10 継続企業の前提」の第2段落のまた書き中にある「当会計期間」は「当期中会計期間」としてはどうか。</p> | <p>ご指摘を踏まえ、期中レビュー基準「第二 実施基準」の「10 継続企業の前提」の第2段落に記載している「当会計期間」を以下の下線のとおり修正しました。</p> <p>(修正後)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期中レビュー基準「第二 実施基準」の「10 継続企業の前提」の第2段落 <p>また、監査人は、前会計期間の決算日において、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められなかったものの、<u>期中財務諸表に係る当会計期間</u>において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を認めた場合には、経営者に対し、経営者による評価及び対応策を含め継続企業の前提に関する開示の可否について質問しなければならない。</p> |